

## 令和8年度小城市シティプロモーション推進事業出演者等募集要項

### 1. 目的

小城市では、小城市広報番組、動画及び写真等様々なコンテンツを活用し、観光・産業等の情報をメディアや SNS 等で発信することで、市の総合的なイメージアップを図り、交流人口の増加、特産品の需要拡大、さらには市内産業の活性化に繋げるため、シティプロモーション推進事業を展開しています。

今回、シティプロモーションの更なる推進のため、小城市広報番組、動画及び写真等で紹介、発信する出演者等を募集します。

### 2. 対象者

次に掲げる（1）または（2）のいずれかの要件を満たし、かつ、（3）から（8）の要件をすべて満たすものであること。

（個別事項）

- （1）個人事業主、法人格のある団体で小城市内に店舗がある飲食店、小売業（飲食店、小売業の定義は、日本標準産業分類に基づくものとし、フランチャイズ契約店舗を除く）を営むものであること。
- （2）小城市内に活動拠点があり、市内で活動を行っている団体等で本事業の目的、内容に合致するイベント等（研修会や勉強会の類を除く）を行う市民活動団体、実行委員会等の組織であること。

（共通事項）

- （3）本事業の目的、内容に合致する店舗、事業者であること。
- （4）小城市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第6条の規定に該当しないこと。
- （5）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- （6）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- （7）特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党その他の政治活動を行う団体を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- （8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う店舗でないこと。

### 3. 事業内容

申し込みいただいた出演者等に取材、撮影を行い、小城市広報番組、動画及び写真等のコンテンツを用いて発信します。なお、市民活動イベント PR については、開催前に調整し、発信します。

※発信するコンテンツや発信する時期は、事前に希望をいただき、最終的には企画政策課で決定します。また、申し込み数等の状況により、情報発信する順番が前後する可能性がありますので、ご了承ください。

#### 4. 募集形態

市ホームページ、企画政策課窓口等

#### 5. 申し込み方法

(1) 申し込み方法 (いずれか)

- ①市ホームページの申し込みフォームから申請
- ②市企画政策課窓口へチラシの提出

(2) 申し込みから公開までの流れ

(例) 市ホームページから申し込み ⇒ 情報発信希望シートにより企画政策課で内容確認  
⇒結果や取材内容等について連絡 ⇒ 取材 ⇒ 編集・出演者側での発信内容の最終確認⇒公開

#### 6. その他

- ・申請内容に不明な点等がある場合は、確認させていただくことがあります。
- ・本事業の目的、内容に合致しない等、対象要件を満たさないと企画政策課で判断した場合は、取材等をお断りする場合があります。
- ・本事業のコンテンツを用い発信した情報によって、出演者等に損害や不利益が生じた場合においても、市はその責任を負いません。